

食品安全委員会（第５５３回会合）議事概要

日 時：平成２７年３月１７日（火） １４：００～１６：１５

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 名出席

傍聴者：報道 ０名、行政機関 １１名、一般 ２名

議事概要

（１）食品安全基本法第１１条第１項第１号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・肥料検査法の変更（主成分等の測定方法の変更）
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明。

本件については、試験方法の変更であり、食品健康影響評価結果に基づいて行われる行政対応を担保するために策定される施策に当たるため、食品安全基本法第１１条第１項第１号の食品安全影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することとなった。

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 ３品目
〔１〕オキサチアピプロリン 〔２〕フルオピコリド
〔３〕マラチオン
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省及び担当委員の三森委員から説明。

「オキサチアピプロリン」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

「フルオピコリド」については、今回の評価要請とともに、急性参照用量の設定を含めて農薬専門調査会で調査審議を行うこととなった。

「マラチオン」については、新たな科学的知見を確認できないことから、食品安全基本法第１１条第１項第２号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとなった。

- ・動物用医薬品 ５品目

- 〔１〕ツラスロマイシン
（厚生労働省からの説明）

- 〔２〕ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシン®）

- 〔３〕２-１０-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアト

- キソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤（ボプリバ）
〔4〕イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬
の経口投与薬（エクイマックス）の再審査について
〔5〕d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤
（ダルマジン）の再審査について
（農林水産省からの説明）

→厚生労働省、農林水産省及び担当の三森委員から説明。

「ツラスロマイシン」については、肥料・飼料等専門調査会で調査審議することとなった。

「ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）」については、薬剤耐性菌に関する評価も必要となることから、肥料・飼料等専門調査会のほか、肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）においても審議することとし、「2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤（ボプリバ）」については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

「イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイマックス）」及び「d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジン）」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

・ 飼料添加物 2 品目

- 〔1〕アビラマイシン 〔2〕モネンシン
（農林水産省からの説明）

→農林水産省及び担当の三森委員から説明。

「アビラマイシン」については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知することとなった。

「モネンシン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

・ 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 1 品目

- ラクトフェリン
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

「ラクトフェリン」については、動物用医薬品として適切に使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられ、本件は、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとなった。

(3) 添加物専門調査会における審議結果について

・「1-メチルナフタレン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

(4) 新開発食品専門調査会における審議結果について

・「葛のめぐみ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フルピラジフロン」に係る食品健康影響評価について

→担当の三森委員及び事務局から説明。

「フルピラジフロン」については、意見・情報の募集は行わないこととし、一日摂取許容量及び急性参照用量を以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とすることとなった。

(6) 食品安全関係情報（2月14日～2月27日収集分）について

→事務局から報告。

欧州食品安全機関(EFSA)及び欧州疾病予防管理センター(FCDC)が公表した、2013年の欧州における薬剤耐性菌調査結果のインフォグラフィックに関する報告書の概要について報告。